

質問		回答
内容 - 1	国土交通省のホームページ上には「津波」に関する手引きが掲載されているが、今回の計画内容に「津波」に関する記載も必要なのか。	今回作成していただく要配慮者利用施設避難確保計画は、洪水時等又は傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合若しくはその両方の場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成となっておりますので、要配慮者利用施設避難確保計画の必ず記載しなければならない項目ではありません。しかしながら、津波が発生し本市に甚大な被害をもたらすと予測されている南海トラフ地震は、地震調査研究推進本部の発表によると30年以内に発生する確率が70-80%と言われており、「津波」対策を考えていただくことは大変重要です。お尋ねの計画につきましては、2019年1月9日の説明会資料にも計画の表題を掲載しておりますので、御参照ください。(延岡市)
追記 - 2	既存の「消防計画書」に追記する予定だが、追記した後のタイトルは「消防計画及び洪水時の避難確保計画書」でよいか。	消防計画に追記する場合には、タイトルは変更せず、「消防計画書」のままで御提出ください。(延岡市)
提出 - 1	どこに提出するのか。	① 消防計画に追加記載する場合 延岡市消防本部予防課(消防計画提出時に必要とされる部数+2部) ② 危機管理マニュアルに追加記載する場合 教育委員会学校教育課(危機管理マニュアル提出時に必要とされる部数+1部) ③ ①②以外の場合 延岡市総務部危機管理室(2部) (延岡市)
提出 - 2	郵送で提出するのか、持参するのか。	提出-1の②③についてはどちらでも構いませんが、①の場合は、御持参ください。(延岡市)
複合 - 3	市内に施設が点在しているが、1施設ごとに作成するのか。	基本-2及び基本-3を御参照ください。(延岡市)
追記 - 3	消防計画において、既に一部同様の内容を作成しているが、別途作成しなければならないのか。	基本-4を御参照ください。(延岡市)
内容 - 2	計画作成するということは様式の空白を埋めるということとイコールか。	避難確保計画には、既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記しなければなりません。本市の様式は関係法令及び国土交通省のホームページ等に掲載されている各種マニュアル・手引きをもとに作成しておりますので、これらを御確認いただき、様式に必要事項を定めていただく必要があります。(延岡市)
内容 - 3	様式1(2)、1(3)はどのようなことを書くのか。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き(作成支援編・様式編)【様式編】1頁及び、要配慮者利用施設避難確保計画作成に係る講習会(座学)資料シート126を御参照ください。(延岡市)
内容 - 4	これまで講じてきたようなことを記載してよいか。 (例) 気象情報等から休校等の措置を行う	貴施設及びその周辺(避難経路など)で想定されている災害の種類とその規模を確認し、安全に避難できる避難場所の選定などの措置を行っていただく必要がありますので、これまでの対応につきましては、今一度、安全が確保できるのか御確認ください。また、要配慮者が施設利用中に避難を要する事態となった場合の要配慮者の施設からの避難や施設閉鎖のタイミングなど、起こりうる状況に適切に対応できるよう、計画の作成を行っていただく必要があります。(延岡市)